

高病原性鳥インフルエンザ機上防疫演習の結果とその検証の概要

I 演習の概要

1 目的

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生に備えた事前準備状況の確認と改善に向けた検証を実施する。

2 実施時期

平成24年11月5日～9日（各都道府県（以下「県」という。）が、いずれか1日を選択して実施）

3 実施方法

各県ごとに、農林水産省が指定する農場1戸（大型採卵農場を含む養鶏農場が比較的密集した地域における大型採卵鶏農場以外の農場）からHPAIの感染疑いの通報があったと仮定し、防疫作業に係るスケジュール等を作成する。

II 今回の演習における発生農場等の概要

1 発生農場について

今回、発生農場として指定した47戸の養鶏農場の飼養目的別の内訳は、採卵用24戸、採卵（育雛・育成）用7戸、肉用16戸であり、平均飼養羽数は、72,161羽（最大208,000、最少4,160）であった。

【23年度：平均飼養羽数96,884羽（最大311,000、最少5,000）】

2 発生農場周辺の家きん飼養施設数について

移動制限区域内の農場（100羽以上飼養に限る。）に係る検査（発生状況確認検査）の対象戸数は、1県当たり平均7戸（最大28、最少1）、合計37戸であった。

【23年度：対象戸数227戸、平均5戸（最大33、最少0）】

III 結果と検証

1 事前準備の状況について

- ・ 発生農場及び疫学関連農場（系列農場を含む。）の所在地、飼養羽数等の情報について、ほぼ全県で事前に把握していた。
- ・ 発生に備え、ほぼ全県で必要な人員及び資材等の積算基礎を定めており、農場内（殺処分等）作業、焼埋却等作業、消毒ポイントでの作業計画をスムーズに策定できた。
- ・ 発生農場周辺の家きん飼養施設のうち、小規模農場（飼養羽数100羽未満）について、家きん卵等を出荷しているかどうかを把握していない県が8県あった。
- ・ 各県が積算した各防疫作業に必要な単位（日数、羽数等）当たりの人員及び資材の数量にバラツキがあった。

- ・ 各防疫作業に従事する県職員以外の人員について、市町村・関係団体等と作業協力に係る事前協議を行っていない県があった。

また、家きん死体等の焼却処理の施設利用、消毒ポイントの設置などについても、市町村・関係団体等との事前協議を終えていない県（焼却施設：5県、消毒ポイント：25県）があった。

今後の対応

- ・ 発生に備え、小規模農場についても、飼養形態等の情報把握に努める。
- ・ 必要な人員及び資材の数量について、県間でバラツキがあることから、今後、過去に発生のあった県の意見等も踏まえ、必要十分な人員等の規模について、検証する必要がある。
- ・ 各防疫作業の従事者について、県（家畜衛生部局以外）・市町村・関係団体等の協力を得ながら、事前協議及び対応可能な人員のリストアップを進める必要がある。また、焼却施設の利用や消毒ポイントの設置などについても同様に事前協議を進める必要がある。

2 各防疫作業について

- ・ 病性判定から24時間以内に殺処分が終了しないと回答した県が16県あり、その主な理由は、農場内の作業スペース不足や鶏舎構造により一度に入場できる人数が制限されることであった。また、殺処分に必要な人員や資材の不足を理由とする県も10県あった。
- ・ 殺処分開始までに必要量の炭酸ガスを調達できるか分からないと回答した県が13県あった。
- ・ 鶏の死体等の主な処理方法として、埋却を想定している県は29県。このうち、病性判定から3日以内に埋却が終了しないと回答した県が3県あり、その主な理由は、埋却地の調整に時間を要すること及び作業スペースの不足であった。また、3日以内に埋却が終了するとしていた県であっても、埋却作業に必要な重機を作業開始までに調達できるか分からないと回答した県が6県あった。
- ・ 鶏の死体等の主な処理方法として、焼却を想定している県は18県。このうち、病性判定から3日以内に焼却が終了しないと回答した県が12県であり、その主な理由は、焼却施設の処理能力の限界（12県）であった。

今後の対応

- ・ 可能な限り24時間以内に殺処分を終了することができるよう、過去に発生のあった県の意見等も踏まえ、次の事項に留意し、各県の状況に即した実行可能な作業工程を策定する必要がある。
 - ① 必要な人員を確保できるよう、市町村・関係団体等との事前調整を進めておくこと。
 - ② 夜間も含め効率的な作業を行える方法を検討しておくこと。
 - ③ 限られたスペースを活用した作業手順を検討しておくこと。
- ・ 防疫資材のうち消耗品等は、各県において一定量の備蓄を行うとともに、不足が生じたり、調達に時間を要する可能性がある資材や重機等に

については、あらかじめ調達先のリストアップ等の具体的な調達方法を検討しておく必要がある。

- ・ 鶏の死体等の処理については、農場に近く直ちに利用できる遊休地等の埋却候補地の確保、焼却及び埋却処理の併用、複数の処理方法の確保など、可能な限り72時間以内に処理を終了することができるよう検討しておく必要がある。

3 周辺農場等の検査について

- ・ 全県で、発生農場の防疫作業と同時並行して、周辺農場等における発生状況確認検査と出荷再開のための検査が実施できた。
- ・ 家きん卵等出荷再開のための検査結果が採材日の翌朝までに判明しないと回答した県が4県あり、その主な理由は、採材は終了するが、検査処理能力の不足などにより検査が終わらないとの回答であった。
- ・ ウィルス分離に必要な発育鶏卵の確保の可否が確認できなかつたと回答した県が4県あった。

今後の対応

- ・ 検査に必要な資材の確保や研修等を通じた検査技術を有する職員の養成、本病発生時における適切な人員の配置等に努めることにより、迅速に検査を行える体制を構築しておく必要がある。
- ・ 発生状況確認検査及び家きん卵等（家きん卵・家きん）出荷再開のための検査における遺伝子検査やウィルス分離については、鶏舎・検体（総排泄腔・気管スワブの別）毎のプール検体による検査の実施の可否を検討する必要がある。

4 まとめ

今回、各県とも、基本的な資料（人員や資材等の数量の算出、汚染物品の処理方法や消毒ポイントの設置場所の選定、防疫作業スケジュールなどについて、滞りなく作成することができた。

しかし、昨年度と同様、一部の県において、実際の作業に係る人員や資材の確保について、あらかじめ派遣元や調達先との具体的な調整を行っていないなど、実際に防疫作業を行う場合に支障が生じかねないケースがみられた。

今回の演習のように、発生農場に係る防疫作業と同時並行して周辺農場の検査を実施する場合や大規模な発生の場合には、検査や防疫作業に必要な人員・資材・日数が膨大となり、県のみで対応することが困難な場合も想定される。早期に防疫作業を完了するためには、市町村・関係団体等と日頃から発生時に備えた防疫対応のシミュレーションを行うなど連携を密にし、いざという時には速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。